

令和5年度

危機管理マニュアル

和歌山県立紀北農芸高等学校

目 次

1	災害発生時の学校防災体制	・・・・・・・・	1
	(1) 授業中の場合		
	(2) 授業中以外の場合		
2	教職員の緊急マニュアル	・・・・・・・・	3
3	地震発災時緊急配備（勤務時間外）	・・・・・・・・	6
4	緊急時校内放送（例）	・・・・・・・・	7
5	不審者への緊急対応（例）	・・・・・・・・	8
6	火元責任者一覧	・・・・・・・・	12
7	医療機関連絡網	・・・・・・・・	14
8	各種関連機関連絡網	・・・・・・・・	15
9	かつらぎ町地域防災計画に基づく指定避難場所 及ドクター・ヘリコプターについて	・・・・・・・・	16
10	避難経路図	・・・・・・・・	17

1 災害発生時の学校防災体制

(1) 授業中の場合

事 項		関 係 職 員
1	災害発生現場から職員室への連絡	現場最寄りの職員
2	災害現場への対応	教頭・授業中以外の職員
3	校内放送（生徒への指示）	教頭
4	緊急連絡（電話連絡） 警察・救急	事務長・事務主査・事務職員
5	生徒避難誘導 （避難場所・グラウンド）	
	※避難場所安全確認	教務部長・運営委員・各科科長
	※教室・体育館	授業中の各授業担当
	※玄関前・中庭等	授業中以外の職員
	※正門安全確認	授業中以外の職員
6	生徒の人数・安否確認	各学級担任・学年主任
7	救 護	養護教員・図書館司書・家庭科教員
8	関係機関への連絡と対応	
	※県教育委員会、PTA会長、 マスコミ等	校長・教頭
	※保護者	各学級担任・副担任
	※医療機関	教頭・養護教員
9	安全点検・消火関係	教務部長・教務防災担当者

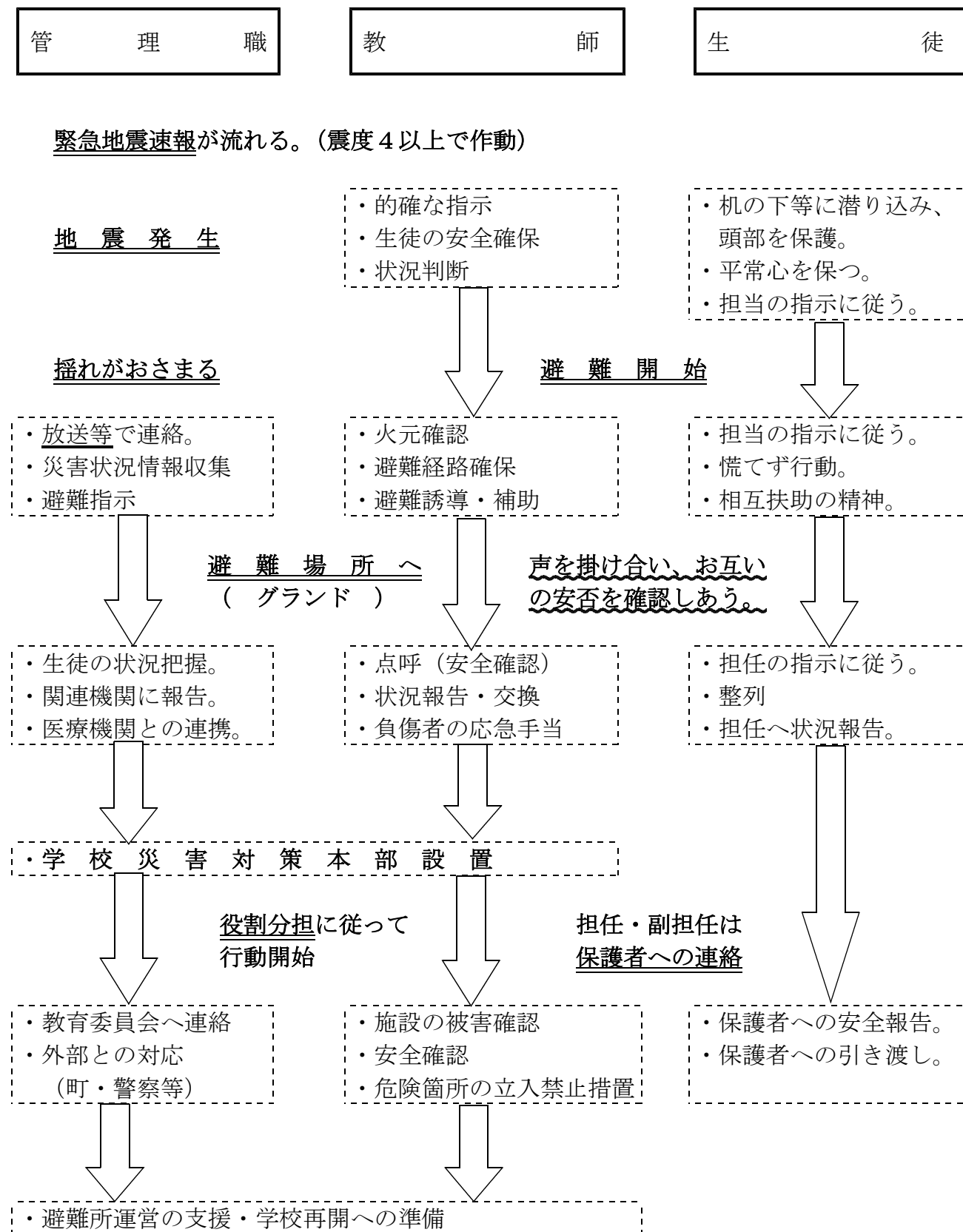
(2) 授業中以外の場合

	事 項	関 係 職 員
1	災害発生現場から職員室への連絡	現場最寄りの職員
2	災害現場への対応	教頭・全職員
3	校内放送（生徒への指示）	教頭
4	緊急連絡（電話連絡） 警察・救急	事務長・事務主査・事務職員
5	生徒避難誘導 （避難場所・グラウンド） ※避難場所安全確認 ※本館 中・東階段 ※管理特別教室等 階段 ※産振棟（工学） 階段 ※生産流通科棟 階段 ※産振棟 階段 ※武道館 ※体育館	教務部長・運営委員・各科科長 生徒指導部職員 環境工学科職員 環境工学科職員 生産流通科職員 施設園芸科職員 体育科教員 体育科教員
6	生徒の人数・安否確認	各学級担任・学年主任
7	救 護	養護教員・図書館司書・家庭科教員
8	関係機関への連絡と対応 ※県教育委員会、PTA会長、 マスコミ等 ※保護者 ※医療機関	校長・教頭 各学級担任・副担任 教頭・養護教員
9	安全点検・消火関係	教務部長・教務防災担当者

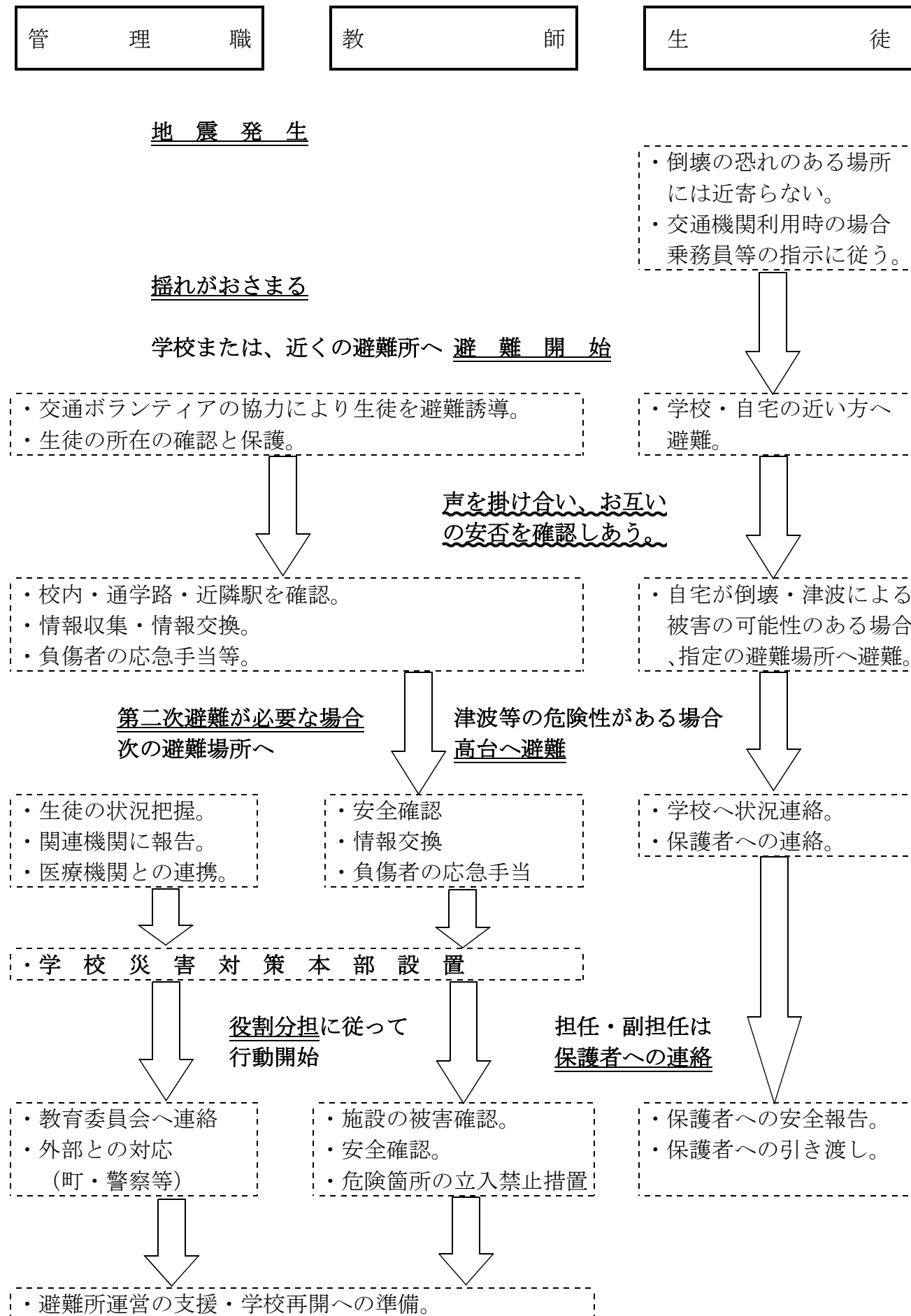
2 教職員の緊急マニュアル

発生時別の生徒等の安全確保

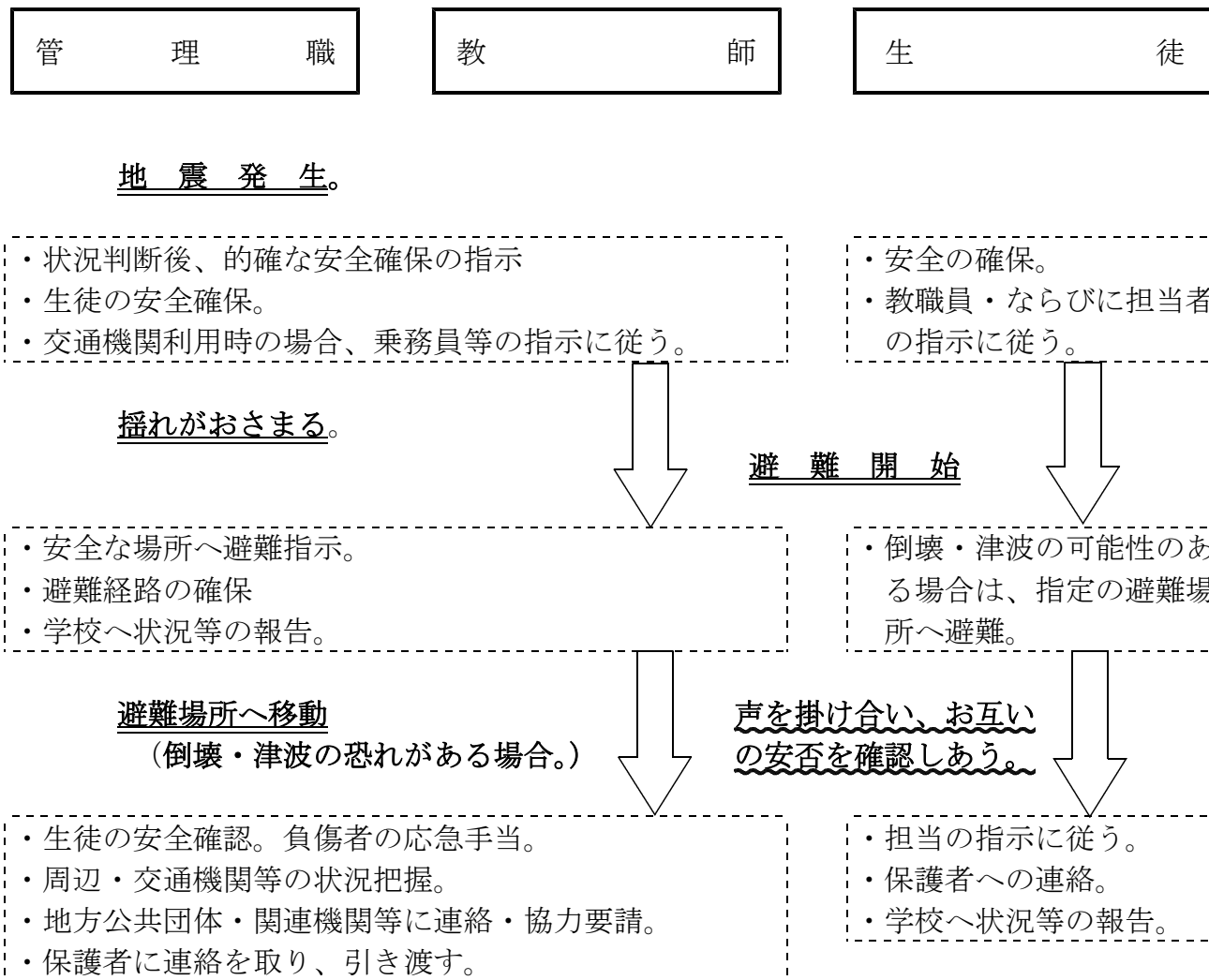
①在校時の地震発生時



②登下校時の地震発生時



③学校外の諸活動時



近寄っては行けない場所。

- ・海の近く ➡ 津波・高波
- ・川の近く ➡ 氾濫
- ・山の近く ➡ 土石流・山崩れ
- ・建物の近く ➡ 倒壊・火災
- ・自動販売機 ➡ 倒壊・破損
- ・ガラス窓 ➡ 破損

➡ 県・市町村指定の緊急避難場所へ移動。
緊急放送などに耳を傾けること。

声を掛け合い、お互いの安否を確認しあう。

3 地震発災時緊急配備 (勤務時間外)

	1号配備	2号配備	3号配備
状況	・震度4以下の地震を観測し、小規模の被害が生じたとき	・震度4以下の地震を観測し、中規模の被害が生じたとき ・県内の当該地域で震度5の地震を観測したとき	・震度5の地震を観測、大規模の被害が生じたとき ・県内の当該地域で震度6以上の地震を観測したとき
役割	・主として情報の収集伝達等にあたる	・災害応急対策にあたる	・災害応急対策に万全を期してあたる
担当 総括 校長	教頭 事務長	教頭 事務長	教頭 事務長

※災害応急時の対策体制・担当及び役割（3号配備）

	担 当
生徒の安全確認	学年主任
教職員の安全確認	教頭 事務長
学校の被害状況把握	事務長 事務主査

- 地震規模、余震情報、二次災害等の情報収集 教 頭
- 安全確認、危険箇所の立入禁止措置 事 務 長
- 生徒通学地域の被害、危険箇所の情報収集 教 務 部 長
- 教育委員会に被害状況報告 校 長

4 災害発生時の緊急校内放送

◎授業中の場合

1 地震発生時

緊急地震速報が流れる。(震度4以上で作動)

- ① 地震が発生します。(しました。) 生徒は安全確保に努めてください。危険な場所から離れてください。

(地震の揺れが一応おさまった。)

- ② 地震の揺れが現在おさまっています。生徒はグラウンドに避難してください。先生方は生徒を誘導してください。

2 火災発生時

- ① ○○付近で火災が発生しました。生徒はグラウンドに避難してください。先生方は生徒を誘導してください。

◎授業中以外の場合

1 地震発生時

緊急地震速報が流れる。(震度4以上で作動)

- ① 地震が発生します。(しました。) 危険な場所から離れてください。

(地震の揺れが一応おさまった。)

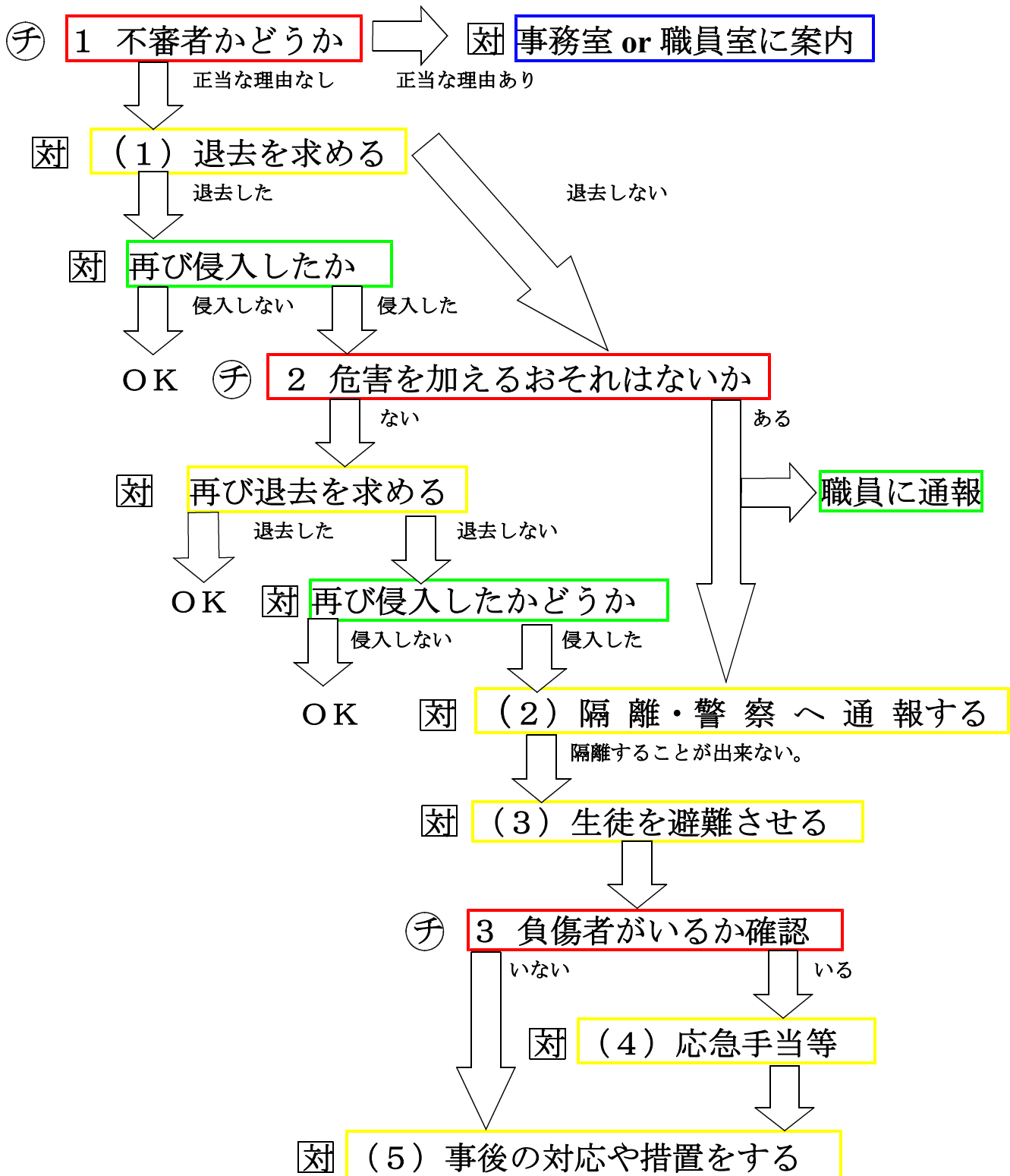
- ② 地震の揺れが一応おさまっています。生徒はグラウンドに避難してください。先生方は生徒を誘導してください。

2 火災発生時

- ① ○○付近で火災が発生しました。生徒はグラウンドに避難してください。先生方は生徒を誘導してください。

5 不審者への緊急対応 (例)

⑦ チェック 対 対応



チェック例

1 不審者かどうか見分ける。

- ①事務室を通っているか。
 - ・受付を無視したり、不審な行動をしていないか。(承認札を付けているか確認。)
- ②声をかけて、用件を尋ねる。
 - ・用件が答えられるか。また、正当なものか。
 - ・保護者なら、生徒の学年・クラス・氏名が答えられるか。
 - ・教職員に用事がある場合は、氏名、学年、教科等の担当が答えられるか。
- ③凶器や不審な物を持っていないか。
- ④不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。

2 危害を加える恐れはないか。

- ①所持品に注意する。
 - ・凶器を所持していたら、直ちに「110番」に通報する。
 - ・不審者が興奮しないように、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
 - ・凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
- ②言動に注意する。
 - ・暴力を行使しようとしているか。
 - ・制止を聞かず、興奮状態であるか。
 - ・言動が不自然であったり、要領を得ないことを言っているか。

3 負傷者がいるか。

- ①負傷者がいるかどうか把握する。
 - ・授業中 ——— 授業担当者が把握して報告する。
 - ・休憩時由・放課後 ——— 担当者(防災体制と同じ)が担当者所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
 - ・周辺に避難している者がいないか調べる。
 - ・全員を集合させ、けがをしていないか把握する。校舎内外を巡視する。
- ②情報を集約する。
- ③負傷者がいる場合は、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請などを行う。

対応の例

(1) 退去を求める。

- ①他の教職員に連絡し、協力を求める。
 - ・不審者に知られないようにする。
- ②言葉や相手の態度に注意しながら、距離をおいて丁寧に退去するよう説得する。
- ③次のような場合は、不審者として「110番」通報する。
 - ・受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。
 - ・退去の説得に応じない。
 - ・暴力的な言動をする。
- ④一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けて門を閉める。
- ⑤再度侵入したり、学校周辺に居続ける可能性があるため、しばらくの間、対応した教職員は、その場に就いて様子を見る。
- ⑥警察や青少年センター（Tel 22-6075）・教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をする。

(2) 隔離・通報する。

- ①別室に案内し、隔離をする。
 - ・不審者は、先に奥へ案内し、対応者は入口近くに、ドアは開放しておく。
- ②暴力行為抑止と退去の説得をする。
 - ・複数の教職員で対応する。
 - ・言動に注意し、間合いを取りながら説得する。
- ③「110番」通報をするとともに、教職員に周知する。
 - ・不審者に気づかれず、生徒がパニックに陥らないように工夫する。

(待機と要請の放送例)

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機しててください。〇〇の先生は、〇〇へ集まってください。」
- ④青少年センター（Tel 22-6075）・教育委員会に緊急連絡し、支援を要請する。

(3) 生徒の安全を守る。

- ①防御する。
 - ・応援を求める。(例) 大声を出す。校内放送等で知らせる。
 - ・身近なもので距離をとりながら、生徒から移動させる。(例) モップ、イス、机など
- ②生徒を掌握し、安全を守る。
 - ・授業中―――授業担当者が掌握し、安全を守る。
 - ・授業以外―――担当者(防災体制と同じ)が担当場所で掌握し、安全を守る。
 - ・教職員及び全校生徒に緊急連絡する。
 - ・校内外の巡視をする。

③避難の誘導をする。

- ・緊急性が低い場合―――すぐ避難できるように、教室で待機をさせる。
- ・教室等への侵入の恐れがある場合――生徒を引き離し、職員室などに避難させる。

(4) 応急手当などをする。

①負傷者がいたら、まず容態を観察し、必要に応じて応援を依頼する。

②応急手当に着手するとともに、他の者に依頼し、「119番」通報を行う。

反応の確認後 必要であればAEDを持ってきてもらう。

- ・「110番」をした場合でも、再度「119番」通報する。
- ・搬送者、搬送先を記録し、保護者に連絡する。

③大出血している場合は、圧迫したり、負傷部位より心臓に近いところを縛ったりして止血する。

④呼吸をしていない場合は人工呼吸と心肺蘇生法を行う。

⑤心のケアに着手する。

(5) 事後の対応や措置をする。

①対策本部を設置し、事後の対応や措置を機能的に行う。

②情報を収集し、概要等について把握・整理し、提供する。

- ・窓口を一本化する。
- ・発生状況、経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを整理しておく。

③速やかに保護者等に連絡を行う。

6 火元責任一覽表（I）

①本館

職員室（印刷室等含）	教 頭	事務室	事務長
進路閲覧室	進路部長	校長室	事務長
進路指導室	進路部長	応接室	事務長
生徒相談室	特活部長	物置	事務長
校務員室	校務員	図書室	図書館司書
放送室	教頭	書庫	図書館司書
生徒指導室	生徒指導部長	視聴覚準備室	情報管理部
生徒指導学習室	生徒指導部長	視聴覚教室	情報管理部

②特別教室棟

保健室	養護教諭	小会議室	事務長
教材室（1階）	事務長	教材室（2階）	事務長
化学生物準備室	理科教員	音楽準備室	事務長
化学生物教室	理科教員	音楽教室	事務長
物理地学準備室	理科教員	会議室	事務長
物理地学教室	理科教員	教材室（3階）	事務長
美術書道準備室	事務長	美術書道教室	事務長

③生産流通科棟

食物実習室	家庭科教員	情報処理室	情報担当教員
食物準備室	家庭科教員	情報処理準備室	情報担当教員
被服準備室	家庭科教員	プログラミング室	情報担当教員
被服実習室	家庭科教員	農業管理実習室	生産流通科教員
食品加工室	家庭科教員	食品加工室	生産流通科教員

火元責任一覧表（Ⅱ）

④施設園芸科棟

作物実習室	施設園芸科教員	準備室	施設園芸科教員
農業管理室		生物工学実習室	
園芸実習室		無菌室	
園芸講義室		準備室	

⑤環境工学棟

農業機械実習室（機）	環境工学科科教員	応用力学実習室	環境工学科科教員
農業機械実習室（溶）		製図室	
プロパン庫		CAD実習室	
燃料庫		施工実習室	
コンプレッサー室		水利実習室	
大型農機実習室		測量実習室	
準備室		測量準備室	
原動機実習室		管理室	
土木基礎実習室		水利準備室	
土質準備室		材料実験室	
土質実習室			

⑥その他施設

体育館	体育科教員	農業機械実習室	施設園芸科教員
武道館	体育科教員	農機具庫（車庫）	施設園芸科教員
更衣室	体育科教員	草花作業室	施設園芸科教員
器具庫	体育科教員	プレハブ倉庫	施設園芸科教員
運動場倉庫	体育科教員	生徒会室	特活部長
油庫・プロパン庫	事務長	生徒ホール	事務長

7 医療機関連絡

学 校
☎22-1500

保 健 室
内線 50

救 急 車
☎ 119

伊都消防本部
☎ 22-0119

紀北分院
☎ 22-0066

橋本市民病院
☎ 34-1200

阪中外科
☎22-7018

ハギノ眼科
☎44-2120

学校薬剤師
中谷 和洋
☎22-0267

学校内科医
米田 勝紀
☎22-3065

学校眼科医
金 桂洙 (橋本市民病院)
☎34-1200

学校歯科医
木村 幸弘
☎22-3137

有交タクシー
☎22-3333

留意点

- 1 事故発生時には、傷病者の生命尊重を最優先とし、臨機応変に対処する。
- 2 専門医への搬送は、校長、教頭に報告するとともに、当該職員が救急車を要請する。
- 3 担任は、保護者（家庭）に事故状況を直ちに連絡する。
- 4 日本スポーツ振興センターの災害共済給付手続きが必要な場合、担任及び関係職員は、事故発生状況及び事後措置等に関して災害報告書を作成し提出する。

担架設置場所	保健室入口・体育館
AED設置場所	事務室前・体育館・グラウンド

8 各種関連機関連絡

学 校

☎ 0736-22-1500

J R 橋本駅

☎ 0736-32-0038

J R 和歌山駅

☎ 073-425-6091

救 急 車

☎ 119

伊都消防本部

☎0736- 22-0119

橋本消防本部

☎0736-33-0119

紀北分院

☎ 0736-22-0066

橋本市民病院

☎ 0736-34-1200

県立医大病院

☎ 073-447-2300

かつらぎ警察署

☎0736-22-0110

橋本警察署

☎0736-33-0110

岩出警察署

☎0736-63-0110

かつらぎ町役場

☎0736-22-0300

橋本市役所

☎0736-33-1111

紀の川市役所

☎0736-77-2511

九度山町役場

☎0736-56-2019

伊都振興局

☎0736-34-1700

和歌山県庁

☎073-432-4111

9 かつらぎ町地域防災計画に基づく指定避難場所について

- かつらぎ町では、災害対策基本法第42条に基づき災害予防、災害発生時やその後の復旧・復興において機能的に対応し、町土と町民の生命・心身及び財産を災害から守ることを目的とし「かつらぎ町防災計画書」を策定

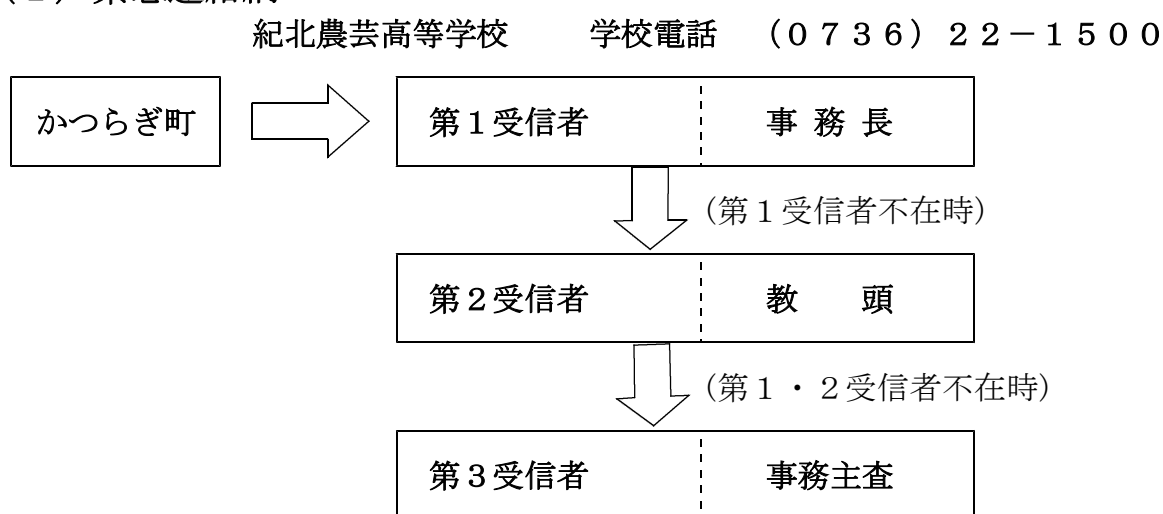
※ 町の見直し

現在の避難場所は地震対策を考慮し、町施設の内、耐震性を優先した避難施設であり、紀ノ川決壊時等を考えると不足していると思われる。

※ 学校の対象

校舎・グラウンド・体育館

(1) 緊急連絡網



(2) 施設開放順位

- | | |
|------------------|---------------|
| 1 体育館 (第一体育館) | 2 武道館 (第二体育館) |
| 3 管理特別教室棟 4階 会議室 | 4 グラウンド |

(3) 鍵貸し出し

- ◎ かつらぎ町 在住職員宅保管

※ドクター・ヘリコプターについて

ヘリコプター (ドクター・ヘリ) が、緊急時に本校グラウンドに着陸することを県立医科大学に許可している。緊急時には、県立医科大学より電話連絡があるので、校内放送により着陸の案内を行う。

生徒及び職員は、グラウンドに近寄らず、安全に着陸を促す。